

第1 自動火災報知設備

令第21条並びに規則第23条、第24条及び第24条の2の規定によるほか、次によること。

1 警戒区域

警戒区域の設定は、令第21条第2項第1号及び第2号並びに規則第23条第1項によるほか、次によること。

- (1) 防火対象物の天井裏及び小屋裏は、警戒区域の面積に算入すること。
- (2) 天井裏と階の警戒区域面積の合計が600平方メートル以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。
- (3) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない階にあつては、床面積の合計を600平方メートル以下とした場合は、同一の警戒区域とすることができる。
- (4) 警戒区域の面積算定は、次によること。
 - ア 警戒区域の面積は、床面積及び天井裏等の水平投影面積とすること。この場合において、壁その他の区画の中心線を境界線として算定すること。
 - イ 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている部分の面積も含めて算定すること。
 - ウ 外気に面して常時開放された上屋の警戒区域の面積は、前イの規定にかかわらず、次の3(3)に規定する「外部の気流が流通する場所」の部分を除いて算定すること。

2 受信機

規則第24条第2号及び第24条の2第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

規則第24条第2号ロ及びニの規定によるほか、次によること。

- ア 火災等の被害を受けるおそれが少ない場所であること。
- イ 温度、湿度、衝撃、振動、ほこり等の影響を受けない場所に設けるとともに、地震による振動等の影響を受けない措置を講じること。
- ウ 防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場合に限る）に設けること。ただし、これによりがたい場合は、次のいずれかの場所に設けることができること。
 - (ア) 避難階における玄関ホール、廊下等共用部分で操作上支障が無い場所
 - (イ) 自動火災報知設備と連動して解錠する共用室等
- エ 受信機の周囲には、前面に1メートル以上、両側に0.3メートル以上の操作上支障となる障害物がないよう適切な空間を保有すること。

オ 1棟の建築物は、原則として当該棟に設置する受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に、2以上の防火対象物があり、管理上やむを得ない場合で規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等において、当該敷地内の全防火対象物の全警戒区域を表示する受信機を設け集中管理する場合は、それぞれの防火対象物の受信機の設置を省略することができる。この場合において、各防火対象物と受信機相互間に規則第24条第2号トに規定する「受信機のある場所相互間で同時通話することができる設備」を設けること。

カ 一の防火対象物に2以上の受信機を設ける場合は、同一の場所に設けること。この場合は、相互通話設備を設置しないことができる。

(2) 相互通話設備

規則第24条第2号トの規定によるほか、次によること。

ア 相互通話設備は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるもの又はこれらと同等の通話効果が認められるものとする。

(ア) インターホン

(イ) 非常電話

(ウ) 発信機（受信機と電話連絡ができるものに限る）

イ 相互通話設備は、受信機が設置されている場所の直近に、かつ、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所で、当該設備を有効に操作できる位置に設けること。

3 感知器

規則第23条第4項から第8項及び第24条の2第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 点検口

天井裏等に設けられる感知器が容易に点検することができない場合は、点検口を設けること。

(2) 感知器の選択基準

感知器は、規則23条第4項から第8項の規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応するものを設置すること。

ア 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器の設置について

(ア) 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所に設置する感知器は、別表6によること。

(イ) 規則第23条第5項各号又は第6項第2号若しくは第3号に掲げる場所のうち、別表7の環境状態の欄に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第23条第5項各号に掲げる場所にあつては同表

中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第23条第6項第2号又は第3号の掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。この場合において、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻発するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にあつては、規則23条第4項第1号ニ(チ)に掲げる場所として同表中の適応感知器又は炎感知器を設置すること。

イ 多信号感知器及び複合式感知器の設置について

多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが前アにより適応感知器とされるものとする。

別表6

設置場所		適応熱感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等										○	<p>1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特殊が望ましいこと。</p> <p>5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポ</p>

同 号 ホ (ハ) に 掲 げ る 場 所													ット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、 脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	<p>1 差動式スポット型感知器又は補償式スポット感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が浸入しない措置を講じ</p>

													たものであること。 3 補償式スポット感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが浸入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は対アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特殊が望ましいこと。
厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鑄造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
排気ガスが多	駐車場、荷物取扱所、車路、	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓

量に滞留する場所	自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等												階及び1階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
煙が大量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウエーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
火を使う	ガラス工場、	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	

用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等																					
---------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表6により適応感知器とされたものであること。

別表7

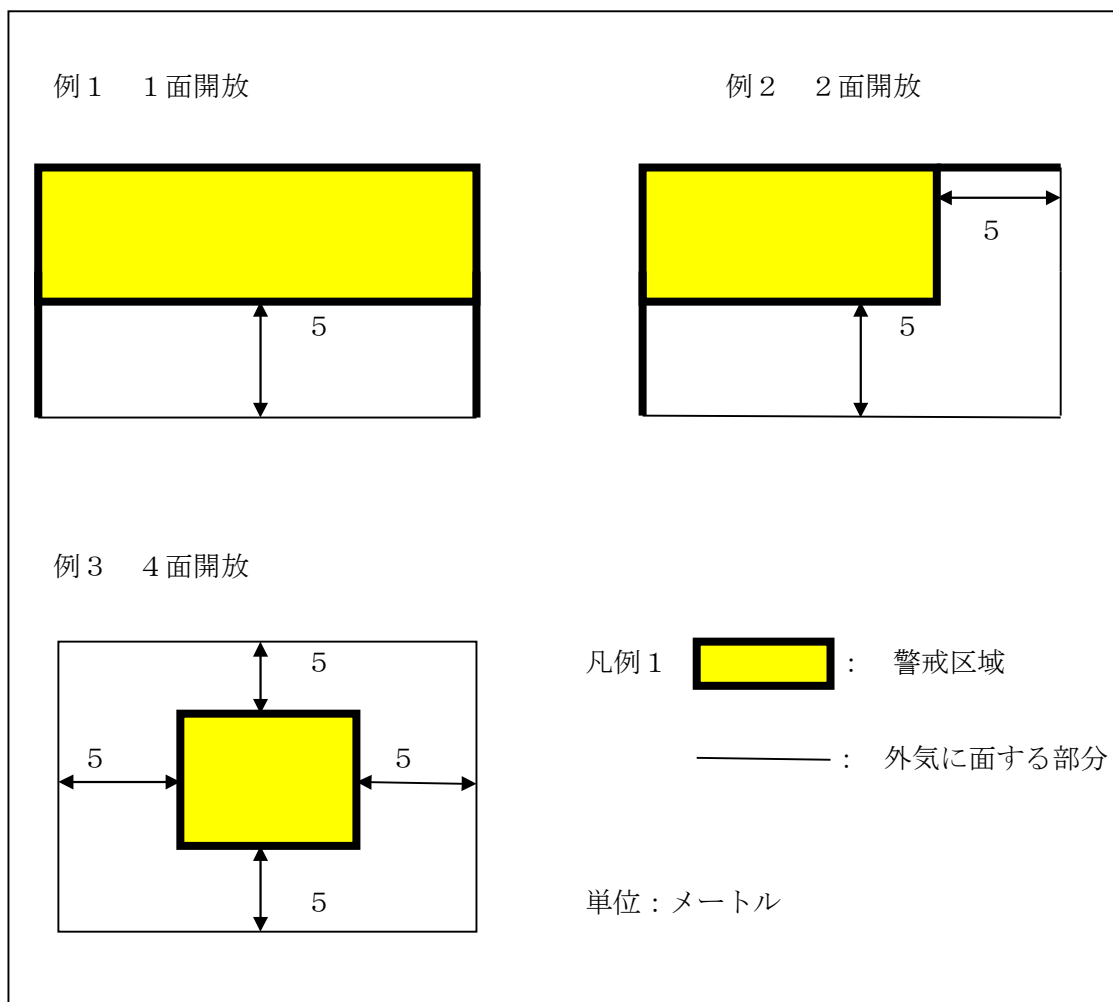
設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アオナログ式スポット型	イオニス化式スポット型	イオニス化アナログ式スポット型	光電式アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○※		○※	○	○	
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○※	○※	○※	○※	○	○	
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○※	○※	○※	○※	○	○	○
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○※		○※	○	○	○
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベータ昇降路等							○		○	○	○	光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。

燻焼火災となるおそれのある場所	電話機室、通信気室、電算機室、機械制御室等								○		○	○	○						
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8メートル以上の場所		○									○	○	○					

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示す。
- 2 ○※印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器に蓄積機能を有しないもの）の1種は、感度が良いため、非火災報の発生は2種に比べて不利な条件であることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温型2種は消火設備に連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場合には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所に、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合は、15メートル未満の天井高さで、光電式分離型1種を設ける場合は20メートル未満の天井高さで設置すること。
- 8 多信号式感知器は、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表7により適応する感知器とされたものとする。

- (3) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」とは外気に面するそれぞれの面から5メートル未満の範囲をいう。

【外部の気流が流通する場所の例】



- (4) 規則第23条第5項第3号の2に規定する「個室（これに類する施設を含む。）」とは、壁等により完全に区画された部分だけでは無く間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースで、利用者のプライバシーが保持されるプライベートな空間となっているものをいう。
- (5) 規則第23条第6項第3号に規定する「その他これらに類する場所」には、浴室及びシャワー室を含むものとする。
- (6) 傾斜天井、円形天井等の天井が傾斜している形状のもの（以下「傾斜天井等」という）の取扱いは、次によること。
- ア 傾斜天井等の感知器取り付け面の高さ（ h ）は、棟高（最頂部） H と軒高（最低部） H' の平均高さとし、次式により算出する。

$$h = (H+H') / 2 \text{ (メートル)}$$

イ 傾斜天井等の傾斜角度は、次の（ア）及び（イ）までによること。

（ア）傾斜角度は、傾斜天井等の最頂部と最低部の最端部を直線で結んだ辺と最低部の辺によりできる角度をいい、次の式で表す。

$$\text{傾斜角度 (a)} = A/B$$

※A：最頂部から最低部までの高さ

B：最低部の辺のうち、最端部分からAの交点までの長さ

（イ）傾斜天井等に感知器を設ける場合に、傾斜角度が3/10以上の場合は、頂部が密となるように設け、傾斜角度が3/10未満の場合は、平面天井とみなして設けることができる。

（7）差動式スポット型、補償式スポット型、定温式スポット型又は熱アナログ式スポット型感知器（以下「感知器」という。）の設置は、規則第23条第4項第3号の規定によるほか、工事基準書の例によること。

（8）煙感知器（光電式分離型感知器を除く）の設置は、規則第23条第4項第7号の規定によるほか、工事基準書の例によること。

（9）差動式分布型感知器（以下「空気管」という。）の設置は、規則第23条第4項第4号の規定によるほか、工事基準書の例によること。

（10）光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器（以下「光電感知器」という。）の設置は、規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、次によること。

ア 傾斜天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に光電感知器を設ける場合は、次の（ア）から（ウ）までによること。

（ア）傾斜天井等を有する防火対象物は、次のaからcまでによること。

a 傾斜天井等（越屋根の形状を有するもの又は円形天井を除く）を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、一の感知器の監視区域（1組の光電感知器が火災を有効に感知することのできる区域で光軸を中心に左右に水平距離7メートル以下の部分の床から天井等までの区域をいう）を、最初に天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域が隣接するよう設定していくこと。ただし、軒の高さ（建基令第2条第1項第7号で規定する軒の高さをいう）が、天井の高さの最高となる部分の高さの80%以上となる場合は、この限りでない。

b 越屋根を有する傾斜天井等の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次によること。

（a）越屋根部の幅が1.5メートル以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するよう設定すること。ただし、越屋根が

換気等の目的に使用するものは当該越屋根をささえる大棟にそれぞれ光軸を通るように監視区域を設定すること。

(b) 越屋根部の幅が1.5メートル未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部をささえる大棟間の中心付近に光軸を通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。

c 円形天井の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次の(a)及び(b)によること。

(a) アーチ形天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定していくこと。

(b) ドーム型天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、当該光電感知器の光軸がドーム型天井等の各部分の高さ80%内に収まり、かつ未監視区域を生じないように設置すること。

(イ) 凹凸がある壁面を有する防火対象物に監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7メートル以下とすること。この場合において、凹凸の深さが7メートルを超える部分には未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。

(ウ) 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設置すること。ただし、光電感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は、隣接する光電感知器の水平距離を1メートル以内とすること。

イ 光電感知器は、次の(ア)及び(イ)に留意し設置すること。

(ア) 光電感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃、振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。

(イ) 隣接する監視区域に設ける送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。

(11) 炎感知器の設置は、規則第23条第4項第7号の4及び第7号の5の規定によるほか、次によること。

ア 警戒区域の一辺の長さは、主要な出入口からその内部を見通すことができる場合には、100メートル以下とすることができる。

イ 規則第23条第4項第7号の4ハに規定する「障害物等により有効に火災の発生を感知できない」とは、感知障害となり、かつ、床面から高さ1.2メートルを超える障害物等が設けられていることをいい、この場合の炎感知器の設置は、次の(ア)又は(イ)の例によること。

(ア) 監視空間を超える障害物等がある場合

監視空間を超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置すること。

(イ) 障害物等が監視空間内の場合

監視空間内に置かれた高さ1.2メートル以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取扱うこと。

ウ 炎感知器は、屋内に設ける場合は屋内型のものを、屋外に設ける場合は屋外型のものを、道路、トンネル等に設ける場合は、道路型のものを設置すること。ただし、雨水のかかるおそれのないよう措置された場所に設ける場合は屋内型を設置することができる。

エ 地階、無窓階及び1階以上の部分に駐車のために供する部分を有する場合は、炎感知器を設置するか、高感度の熱感知器を設置することができる。

4 地区音響装置

規則第24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 規則第24条第5号イ(ロ)及び第5号の2イ(ロ)に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、次に掲げるものをいう。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス、コンサートホール等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

(2) 規則第24条第5号イ(ロ)及び第5号の2イ(ロ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65デシベル以上の音圧があることをいうものであること。ただし、暗騒音が65デシベル以上ある場合は、次に掲げるいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講じる必要があること。

ア 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも6デシベル以上強くなるよう確保されていること。

イ 自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音が手動で停止できるものであること。

(3) 規則第24条第5号イ(ハ)及び第5号の2イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次によること。ただし、利用されるヘッドホン、イヤホン等が遮音性能の高いものである場合は、ヘッドホン、イヤホン等を着用した状態で警報音を確実に聞き取れること。

- ア 任意の場所で65デシベル以上の警報音が確保されていること。
- イ 暗騒音（ヘッドホン、イヤホン等から流れる音を含む）が65デシベル以上ある場合は、次に掲げるいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講じる必要があること。
- （ア）前（2）ア又はイの措置が講じられていること。
- （イ）ヘッドホン、イヤホン等が接続されている機器付近の見やすい箇所に「ヘッドホン等の音量は、火災時の警報音が聞こえない場合があることから、周囲の音が聞こえる程度で使用ください」等の内容を表示し、かつ、当該個室の利用者に対し、直接、注意喚起されていること。
- （4）前（1）のほか、防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用する等、各部分において、適正に警報音が聞き取れるように設置すること。
- （5）防火対象物の屋上部分に、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビアガーデン等がある場合、当該部分に音響装置を設けること。
- （6）規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ（イ）に規定する「一定の時間」は、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難完了想定時間を考慮し、最大でも10分以内とすること。
- （7）規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ（イ）に規定する「新たな火災信号」は感知器が作動した警戒区域以外からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器が作動した警戒区域以外からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号とすること。
- （8）規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ（イ）に規定する警報（以下「区分鳴動」という。）の鳴動切替の方式は、次によること。
- ア 音響により警報を発する場合は、次により区分鳴動から全区域自動鳴動（以下「一斉鳴動」という。）へ切り替わること。
- （ア）一定の時間が経過した場合
- （イ）他の警戒区域からの火災信号等を受信した場合
- （ウ）発信機からの信号を受信した場合
- （エ）火災の発生を確認した旨の信号を受信した場合
- イ 音声により警報を発する場合は、次により区分鳴動から一斉鳴動へ切り替わること。
- （ア）区分鳴動による感知器作動警報から区分鳴動による火災警報に切り替わった後、一斉鳴動による火災警報へ切り替わる場合
- a 区分鳴動による火災警報への切り替わりは、感知器作動警報から一定の時間が経過した場合によること。

- b 一斉鳴動による火災警報は次によること。
 - (a) 感知器作動警報から一定の時間が経過した場合
 - (b) 他の警戒区域からの火災信号等を受信した場合
 - (c) 発信器からの信号を受信した場合
 - (d) 火災の発生を確認した旨の信号を受信した場合
- (イ) 区分鳴動による感知器作動警報から一斉鳴動による火災警報へ切り替わる場合は次によること。
 - a 他の警戒区域からの火災信号等を受信した場合
 - b 発信機からの信号を受信した場合
 - c 火災の発生を確認した旨の信号を受信した場合
- (9) 地区音響装置は、品質評価品を使用すること。
- (10) 地区音響装置の防護措置は、次によること。
 - ア 腐食性ガス等が発生するおそれのある場所に設けるものは、そのガスの性状に応じて、耐酸型又は耐アルカリ型とすること。
 - イ 可燃性ガス又は粉じんの滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性ガスに対して防爆型、粉じんに対して防塵型とすること。
 - ウ 雨水にさらされる場所又は水蒸気が著しく発生する場所に設けるものは、防水型とすること。

5 発信機

規則第24条第8号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 発信機の表示灯には、非常電源を設けないことができる。ただし、他の消防用設備等と兼用する場合は、この限りでない。
- (2) P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、規則第24条第8号の2ホの規定によらずに、P型1級発信機を用いることができる。
- (3) 発信機は、多数のものの目に触れやすく、操作が容易で、かつ、操作上支障となる障害物のない場所に設けること。
- (4) 発信機の防護措置は、前4、(10)の規定の例によること。

6 中継器

規則第23条第9項及び第24条の2第3号の規定によること。この場合において、振動の激しい場所、腐食性ガスの発生するおそれのある場所又は機能障害の生ずるおそれのある場所には中継器を設けないこと。

7 配線

規則第24条第1号の規定及び第6節第1非常電源によるほか、耐火又は耐熱保護を

必要とするものを除き、工事の種別に応じ防食性、絶縁性、導電率及び引っ張り強さを有すること。